

別表第1（第4条、第5条関係）

区分	新設	増設又は移設
交付要件	操業開始時の常時雇用従業員数5人以上であり、そのうち町民が3人以上	増設又は移設分の操業開始時の常時雇用従業員のうち町民が3人以上
助成対象投資額	次の合計額とする。 (1) 土地の取得及び造成に要した経費 (2) 事業所等の建物の建築又は取得に要した経費及びこれに準ずる費用として町長が認めた経費 (3) 事業所等の設置に伴い取得した財産（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間が5年以上のもので、事業所等の操業開始の日から1年以内に取得したものに限る。）の取得に要した経費及びこれに準ずる費用として町長が認めた経費	
助成金の額及びその限度額	助成金の額は次に定める額、限度額は2億5,000万円とする。ただし、第2条第3号及び第4号に規定する物流施設の場合にあつては、助成金の額は次に定める額の2分の1、限度額は1億2,500万円とする。 (1) 事業所等を新設する場合 助成対象投資額の15%以内に相当する額 (2) 事業所等を増設又は移設する場合 助成対象投資額の10%以内に相当する額	
特別限度額	助成対象投資額が30億円を超え、かつ、土地購入の日から操業後1年を経過する日までに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数の町民を新規雇用するもので、町長が特に認める場合に限り、助成金は3億5,000万円を限度とする。 (1) 事業所等を新設するもの 10人以上 (2) 事業所等を増設するもの 5人以上	

備考 助成金の額の1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。